








クイズ「きんゆう道場」

(解答)



<p>1問 (ローン)</p>	<p>「日歩8銭」という利息表示は、年利何パーセントに当たのでしょうか？</p> <ol style="list-style-type: none">0. 8%2. 9%9. 6%29. 2% 	<p>(正解) 4.</p> <p>「日歩」(ひぶ)は、元金100円に対する1日の利息のことをいいます。1円は100銭なので、日歩8銭とは、100円について1日当り0.08円ずつ利息がつくという意味です。これを年利に直すと、$0.08 / 100 \times 365日 = 0.292$ (29.2%)となります。利息の表示の仕方にはいろいろありますので、数字の大小や印象だけで判断してはいけません。</p>
<p>第2問 (預貯金)</p>	<p>金融機関の窓口から、一定金額を超える金額を現金により振込む場合、本人確認が必要です。その一定金額はいくらでしょう？</p> <ol style="list-style-type: none">10万円30万円50万円100万円 	<p>(正解) 1.</p> <p>「犯罪収益移転防止法」に基づき、金融機関の窓口から、現金により振込む場合、10万円を超える場合には、本人確認のため、運転免許証、健康保険証等の本人確認用書類の提示が必要です。なお、預貯金口座からの振込みの場合は基本的に不要です(ただし、口座開設時に本人確認手続きが済んでいない場合に、本人確認書類の提示がないと振込みができないことがあります)。</p>
<p>第3問 (年金)</p>	<p>国民年金の加入期間が足りない場合の対応について、誤っているのはどれですか？</p> <ol style="list-style-type: none">年金制度の発足時に一定の年齢に達していた場合の特例がある高齢になっても任意で加入して加入期間を延長することができるどんな理由であれ、年金は支給されない合算対象期間(カラ期間)を確認する	<p>(正解) 3.</p> <p>国民年金制度は昭和36年にスタートしていますので、すでに一定以上の年齢であった方は、年金を受給するのに必要な期間を充たすことができないため、経過措置が設けられています。</p> <p>なお、現在は加入期間が25年に満たない場合には、60歳以上70歳未満の人(65歳以上70歳未満は一定の要件あり)でも任意で加入することができます。</p>

<p>第4問 (生活設計)</p>	<p>年をとって財産に関する適切な判断ができなくなった場合に利用できるのは、どれでしょうか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 成年後見 2. 自己破産 3. 禁治産 4. 介護保険 	<p>(正解) 1.</p> <p>成年後見は、高齢になって自己で判断できない場合に、財産を適正に管理するための後見人等を置く制度です。 禁治産は心身喪失の状態にあつて、自分で財産を管理する能力のない人に対して、後見人を付ける制度です。 自己破産は、返済ができないほどの多額の借金を抱えた時に裁判所に破産の申し立てを行うものです。 介護保険は、介護が必要な状況になったときに介護サービスが受けられるようにする制度です。</p>
<p>第5問 (金融取引ルール)</p>	<p>50万円を借りる場合、借入金利の上限は何パーセントでしょうか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 29.2% 2. 20% 3. 18% 4. 15% 	<p>(正解) 3.</p> <p>貸出金利は「利息制限法」と「出資法」によって規制されていて、出資法の上限以下で利息制限法を上回る金利は、「グレーゾーン金利」と言われていました。新貸金業法の完全施行に伴い、出資法の上限金利が20%に引き下げられ、グレーゾーン金利に該当する金利での貸出しは行政処分もしくは刑事罰の対象となります。 「利息制限法」では、借入額によって上限金利が異なり、10万円未満：年利20%、10万円以上100万円未満：同18%、100万円以上：同15%と定まっています。</p>
<p>第6問 (預金保険)</p>	<p>2つの金融機関が合併して1年以内に破綻(はたん)した場合に、保護される預金等の金額はどうなりますか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特別に全額が保護される 2. 元本1千万円までとその利息等が保護される 3. 元本1.5千万円までとその利息等が保護される 4. 元本2千万円までとその利息等が保護される 	<p>(正解) 4.</p> <p>金融機関が合併したり、事業のすべてを譲り受けたりした場合(以下「合併など」といいます)には、その後1年間に限り、保護される預金等の金額の範囲は「預金者1人当りの上限額(元本1千万円まで)×合併などに関わった金融機関の数+それらの利息等」とする特例が、当分の間適用されます。</p>
<p>第7問 (身近な経済指標)</p>	<p>家計費の中に占める食料費の割合を示す数字は、次のうちどれでしょうか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. マーシャルのK 2. ジニ係数 3. エンゲル係数 4. エンジェル係数 	<p>(正解) 3.</p> <p>家計支出に占める食料費の割合は、所得の上昇につれて低下し、収入が低下すると上昇する傾向にあります。このような統計的な法則から、生活水準を示す経済的な指標のひとつとして利用されています。</p>

<p>第8問 (証券)</p>	<p>株式と債券の説明で誤っているのはどれでしょうか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社が倒産した場合、株主は会社の借金を支払う義務がある 2. 債券は、発行体の経営悪化等により元利払いが履行されない場合がある 3. 株主には経営に参加する権利（議決権）がある 4. 債券保有者には経営に参加する権利（議決権）はない 	<p>(正解) 1.</p> <p>株主の責任は、その出資額を限度とする有限責任です。その企業が倒産した際に、出資金額以上の追加負担を求められることはありません。</p> 
<p>第9問 (預貯金)</p>	<p>預貯金の利息(利子)にかかる税率は次のどれでしょうか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 非課税(0%) 2. 1% 3. 20% 4. 30% 	<p>(正解) 3.</p> <p>預貯金の利息(利子)には20%の税金がかかります。源泉分離課税が適用されますので、利息(利子)が支払われる時には、すでに税金分が除かれています。ただし、障害者などに対しては利息(利子)の非課税制度があります。</p>
<p>第10問 (保険)</p>	<p>契約者と被保険者が同一の場合、死亡保険金の相続税は法定相続人1人当たりいくらまで非課税となりますか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1,000万円 2. 500万円 3. 300万円 4. 100万円 	<p>(正解) 2.</p> <p>契約者(保険料負担者)と被保険者が同一の場合、死亡保険金は相続税の課税対象となりますが、受取人が相続人の場合、500万円×法定相続人数は非課税となります。なお、保険金への課税は、契約者・被保険者・受取人の関係によって課税方法が異なりますので、確認をお忘れなく。</p>

■このクイズの他、広く皆様の暮らしに役立つ「生活設計」、「預貯金」、「証券」、「保険」、「ローン」、「年金」、「金融トラブル」等に関するクイズは、**金融広報中央委員会（事務局：日本銀行情報サービス局）のホームページ** (<http://www.shiruporuto.jp/>)「今月のクイズ」よりご覧いただけます。

■大分県金融広報委員会では、生活設計・年金・税金・金融商品等に関する**講演会**や、児童・生徒の**金融・金銭教育**などに、**専門家を派遣しています**。地域での集まりや学校、PTA、各種団体研修会などにもご利用いただけます。講師謝礼や交通費は無料です。下記事務局までお気軽にお電話下さい。

■また、気の合った友人と金融や生活設計等について学ぶ「**金融学習グループ**」制度もあります。15人以上集まればつくることができ、学習会には専門家を講師として派遣します。期間は1年ですが、ご希望により3年間延長が可能です。是非、あなたの生活に身近なテーマについて学んでみませんか。

テーマ例：年金、生命保険、介護保険、税金、確定申告、住宅ローン、贈与、相続、遺言、成年後見制度、老後の生活設計、各種金融商品、株式、投資信託、金利と利回り、クーリングオフ、悪質商法、詐欺商法等

大分県金融広報委員会

【事務局】大分市長浜町2-13-20

日本銀行大分支店内

TEL. 097-533-9116

FAX. 097-538-7085

知るぽると

大分県金融広報委員会

<http://www.money-oita.com>

